

佐賀県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年一月十五日から平成二十二年二月十五日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月十五日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 三八五号	神崎市神埼町本堀字四本松一六二〇番一 地先から 神崎市神埼町本堀字町裏三二六〇番一〇地先まで	平成二二・一・一五
県道 市武神埼線	神崎市神埼町本堀字雨城二七七〇番三 地先から 神崎市神埼町本堀字雨城二七〇七番四 地先まで	〃